

「街の強さひきだすプロジェクト」との連携及び明治プロビオヨーグルトR-1の提供基準 (内規)

(制定 令和4年11月7日)

この基準は、「街の強さひきだすプロジェクト」との連携及び明治プロビオヨーグルトR-1（以下「R-1」という。）の提供を承認する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

1 「街の強さひきだすプロジェクト」との連携及びR-1の提供基準

事業目的が、次の項目の全てに該当するものであること。

- (1) 砺波市民の健康増進活動
- (2) 砺波市の情報発信・広報活動

2 承認の条件

(1) 事業の内容が、次の項目の全てに該当するものであること。

- ア 砺波市民が30人以上参加する事業
- イ 年間3回以上活動する団体が、当該年度中に3回以上実施する、R-1の喫食を伴う事業。ただし、同一団体に対するR-1の無償提供は2回目以降の実施分とし、当該年度中、1回限りとする。
- ウ 砺波市が後援・共催・協賛（名義のみも含む）又は支援する事業。ただし、後援等がなくとも、事業の目的が前項の基準に合致する場合は、その限りではない。
- エ 「街の強さひきだすプロジェクト」と連携した取組について広く周知するため、情報提供資料に必要事項を記載のうえ、企画政策課へ提出すること。併せて、SNS等で情報発信をするよう努めること。
- オ 参加者に対し、「街の強さひきだすプロジェクト」の周知及び理解に向けた活動（ちらしの配布やのぼり旗等の設置）をすること。
- カ R-1提供前及び提供時の保冷管理は、主催団体が責任をもって行うこと。（冷蔵庫の貸出しは行わない。）
- キ 「街の強さひきだすプロジェクト」がアンケート等を実施する場合に、協力すること。

(2) その他留意事項

- ア 実施団体及び会員等が、反社会的勢力等でないこと。
- イ 故意又は重大な過失により、「街の強さひきだすプロジェクト」の関係者に損害を与えた場合は賠償責任を負うこと。
- ウ 品位を保ち、信用を失墜しないこと。
- エ 事業実施にあたって、R-1の保冷管理について十分な設備及び措置が講じられていること。
- オ 上記に記載のない事項については、別途企画政策課と協議することができる。

3 申請手続

- (1) 事業を実施しようとする者は、1か月前までに、「街の強さひきだすプロジェクト」連携申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、情報提供資料（様式第2号）及び事業の内容を記したパンフレット等を添えて企画政策課に提出すること。
- (2) 企画政策課長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、「街の強さひきだすプロジェクト」との連携を承認することを決定したときは、申請者に対し「街の強さひきだすプロジェクト」連携承認通知書（様式第3号）（以下「通知書」という。）により通知する。
- (3) 「街の強さひきだすプロジェクト」との連携承認通知を受けた後に、事業の内容等を変更しようとするときは、申請者は実施日の1週間前までに「街の強さひきだすプロジェクト」連携変更申請書（様式第4号）（以下「変更申請書」という。）を企画政策課に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 企画政策課長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、申請者に対し通知書により通知する。
- (5) 「街の強さひきだすプロジェクト」との連携承認を受けた者が、次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその訂正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。
 - ア 虚偽の申請を行ったとき。
 - イ 承認の条件に違反したとき。
 - ウ その他承認することが相応しくない事態が生じたとき。
- (6) 「街の強さひきだすプロジェクト」との連携承認を受けた者が、事業をやむをえず中止又は延期するときは、実施日の1週間前までに電話等により企画政策課に連絡すること。
- (7) 「街の強さひきだすプロジェクト」との連携承認を受けた者は、当該事業終了から2週間以内に、「街の強さひきだすプロジェクト」連携実績報告書（様式第5号）に、実施写真又は掲載新聞記事等を添えて企画政策課に提出すること。

附 則

- 1 本内規は、令和4年11月7日から施行する。